

令和8年4月1日以降の子ども家庭部の組織体制（案）について

1 組織改正の概要

こどもまんなか社会の実現を目指し、複雑化する課題に対して効果的な施策を推進するため、子ども家庭部を再編するとともに、こども基本法の基本理念を踏まえ、「こども家庭部」に名称変更する。

- ① 子ども施策推進課に、青少年課所管のうち「青少年に関する事務や児童館に関する事務」等を移管し、「こども政策課」に名称変更する。
- ② 子ども福祉課に、子ども施策推進課所管のうち「障害児通所支援事業所の許認可の事務」等を移管し、「こども福祉課」に名称変更する。
- ③ こども家庭センターに、青少年課所管のうち「こども・若者の相談に関する事務やいじめに関する事務」及び健康づくり推進課所管のうち「母子保健に関する事務」を移管する。
- ④ 保育入所課に、子ども施策推進課所管のうち「保育所の許認可の事務」等を移管し、「保育支援課」に名称変更する。
- ⑤ 保育施設課に、青少年課所管のうち「学童保育に関する事務」を移管し、「学童保育推進室」を課内室として設置する。
- ⑥ 青少年課の業務を部内各課に移管し、同課を廃止する。

2 新旧対照表（変更部分赤字）

新（令和8年4月1日～）		現行	
こども家庭部	こども政策課 児童館コスモス 児童館ヒマワリ	子ども家庭部	子ども施策推進課
	こども福祉課 児童発達支援センター		子ども福祉課 児童発達支援センター
	こども家庭センター		こども家庭センター
	保育支援課		保育入所課
	保育施設課 (学童保育推進室)		保育施設課
	<廃止>		青少年課 児童館コスモス 児童館ヒマワリ